

安心で豊かさが実感できる地域の創造

20 保健医療対策の充実

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

(1) 医療提供体制の整備

- ① 地域や診療科による医師の偏在の解消に向け、地域での勤務を医師のキャリアパスの条件にすること。診療報酬については、救急や産科等を一層手厚く評価し、病院へのインセンティブを付与することなど、積極的に取り組むこと。
- ② ドクターへりによる救急搬送、周産期母子医療センターの運営など、地域の医療提供体制を安定して維持するため、医療提供体制推進事業費（統合補助金）について各事業の補助基準に見合う適正な予算を確保すること。新規
- ③ 地域医療介護総合確保基金については、地域医療構想の達成に向け、病床の機能分化等に多額の費用が見込まれることに加え、医療従事者の確保等、地域医療再生基金を引き継ぎ、一層充実した取組を行う必要があることから、予算の増額を図ること。新規
- ④ 医療施設の耐震化をさらに促進するため、医療提供体制施設整備交付金（施設耐震整備）及び医療施設運営費等補助金（耐震診断）の増額を図ること。

(提案の理由)

現 状

- 「医師・歯科医師・薬剤師調査（H24.12末現在）」によると、本県の人口10万人当たりの医師数は、県全体では全国平均を上回る（全国7位）が、県北の3医療圏は、全国平均を下回っている。
- 平成26年度の医療提供体制推進事業費（統合補助金）の内示額は、要望額の62.5%にとどまったことから、交付申請の減額調整や取り下げを行わざるを得ない状況となった。今後もこのような状態が継続すれば、地域の医療提供体制の確立に不可欠な救急、周産期等の事業運営に支障が生じる。
(過去3年の要望額に対する内示の率 H25:69.2%、H24:72.9%、H23:62.9%)
- 地域医療再生基金を活用した医療従事者の確保として、地域医療支援センターの運営、地域枠学生への奨学資金の貸与及び大学への寄附講座「地域医療人材育成講座」などにより、地域医療を担う医師の確保や養成に取り組んでいる。
- 医療提供体制施設整備交付金（施設耐震整備）の補助基準額が、医療施設耐震化臨時特例基金に比べ低いことから、医療施設の耐震化につながっていない。
なお、医療施設耐震化臨時特例基金事業は、平成25年度着工分までが対象となっている。

課題

- 地域の医師の偏在を解消するため、地域の医療ニーズに合った医師確保に取り組む必要がある。
- 医療提供体制推進事業費（統合補助金）の増額により、救急、周産期等地域の医療提供体制を安定して維持する必要がある。
- 地域の医療ニーズに適切に対応するため、地域医療介護総合確保基金を活用して効率的かつ効果的な医療提供体制の構築を図る必要がある。
- 医療提供体制施設整備交付金等の増額により、医療施設の耐震化整備を促進する必要がある。

【参考】

- 卒業後に県が指定する医療機関で勤務する医師の推移（見込み）単位：人

年 度	27	28	29	30	31	32	33
地域枠卒業医師	4	11	19	24	29	38	47
自治医大卒業医師	17	21	20	22	20	22	20
計	21	32	39	46	49	60	67

※ 上記人数には、初期・後期研修の人数を含む。

- 医療提供体制推進事業費（統合補助金）

- ・設備整備：対象施設（病院群輪番制病院、救命救急センター、がん診療施設など）
- ・運営事業：ドクターヘリ導入促進事業、周産期母子医療センター運営事業など

- 地域医療再生基金を活用した医師の確保・養成の取組

- ・地域医療支援センターの活動

　　地域枠学生・自治医科大学生合同セミナーの開催

　　地域枠学生の卒後の処遇やキャリアプランの検討（ワークショップの開催）

　　地域医療機関の訪問ヒアリング調査 など

- ・奨学金貸与見込額

　　平成28年度見込額 108,000千円（対象45人）

　　平成29年度見込額 110,400千円（〃46人）

　　平成30年度見込額 105,600千円（〃44人）

- ・寄附講座「地域医療人材育成講座」の取組

　　平成26年度地域医療実習の実績

　　参加学生数延べ253人（うち地域枠延べ47人・一般枠延べ206人）

- 本県の病院の耐震化率（平成26年9月）

- ・病院全体 58.7%（全国平均 67.0%）

- ・災害拠点病院及び救命救急センター 44.4%（全国平均 82.2%）

- ・医療施設耐震化臨時特例基金と医療提供体制施設整備交付金の比較（次項）

補助金名	対象施設	補助基準額	対象経費	補助率
医療提供体制 施設整備交付金	二次救急医療機関 救命救急センター	基準面積・基準単価 $2,300\text{m}^2 \times 35,800\text{円}$	医療施設耐震整備 として必要な新築、 増改築に伴う補強 及び既存建物に対する 補強に要する 工事費	0.5
	IS値が0.3未満の 病院	基準面積・基準単価 $2,300\text{m}^2 \times 169,700\text{円}$		
医療施設耐震化 臨時特例基金 ※平成25年度 着工分まで	災害拠点病院 救命救急センター	基準面積・基準単価 $8,635\text{m}^2 \times 276,000\text{円}$		
	二次救急医療機関	基準面積・基準単価 $8,635\text{m}^2 \times 165,000\text{円}$		

提案先省庁 厚生労働省

提案事項

(2) がん検診受診率向上対策の拡充及び推進等

国において、がん検診の受診促進に向けた普及啓発、がん検診推進事業等の取組を積極的に進めるとともに、効果的な受診率向上対策の検討を早急に進めること。また、地方において、受診率向上対策を十分に進められるよう財源措置を行うこと。

(提案の理由)

現状

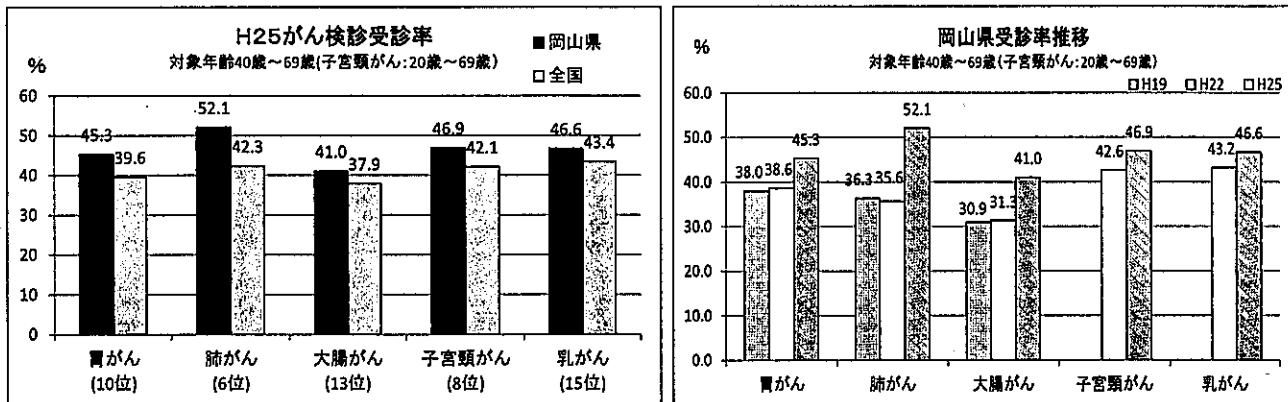
- がん対策基本法に基づき、新たな「がん対策推進基本計画」においては、平成28年度までにがん検診受診率を50%（胃・肺・大腸は当面40%）にするよう目標を定め、取り組んでいるが、がん検診受診率は平成25年国民生活基礎調査によると、肺がん検診を除き目標を下回っている。
- がん検診受診率向上に向けた、国及び地域での十分な取組が必要である。
- 大腸がん・子宮頸がん・乳がん検診の受診率については、大腸がん検診は9.7ポイント、子宮頸がん検診は4.3ポイント、乳がん検診は3.4ポイント上昇していることから、がん検診推進事業による受診費用の軽減措置は有効であり、財政支援が必要である。

課題

- がん検診を全ての国民が受診できるよう、働きかけを継続する必要がある。
- 各自治体において、個別通知による受診勧奨を行ったり、夜間休日検診などの体制を整備しているが、受診率は依然として目標値を下回っているため、効果的な受診率向上対策が必要である。
- 受診率向上対策に十分に取り組むためには、財源措置が必要である。

【参考】

がん検診の受診率の状況（出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」）



提案先省庁

厚生労働省

提案事項

(3) 母子保健医療に係る対策の充実

小児、ひとり親家庭等及び重度心身障害者に係る医療費公費負担制度については、国の制度として創設すること。

なお、国の制度が創設されるまでの間、事業内容や規模に応じた事業実施が確実に行えるよう十分な財源を確保すること。

(提案の理由)

現 状

- 小児、ひとり親家庭等及び重度心身障害者の医療費については、県単独事業として、医療保険による自己負担額の一部を県と市町村で負担している。

課 題

- 小児、ひとり親家庭等及び重度心身障害者の医療費助成については、全国一律の公費負担制度の創設とともに、国の制度が創設されるまでの間に各自治体が医療費助成が確実に実施できるよう十分な財源の確保が求められる。

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

(4) 予防接種制度の見直し

厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で広く接種することが望ましいとされたB型肝炎ワクチンについて、定期接種化に向け必要な法改正等を早急に行うとともに、十分な財源を確保すること。

また、おたふくかぜ、ロタウイルス等その他ワクチンについても、技術的課題等について検討を行い、結論を出すとともに、予防接種法の対象となつた場合、十分な財源を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 平成24年の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会（平成25年から厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下、「分科会」という。）に改編）において、「7ワクチン（子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎）について、広く接種を促進することが望ましい」、「ロタウイルスワクチンは、平成24年内を目途に、専門家による医学的・科学的観点からの評価を行っている」、「接種費用の負担のあり方について、市町村等関係者と十分に調整しつつ検討」との提言が出された。
- 平成26年10月までに、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、成人用肺炎球菌ワクチンを定期接種の対象とする法令改正がなされた。B型肝炎、おたふくかぜ及びロタワクチンは、分科会等において、引き続き技術的課題等の検討が進められ、そのうちのB型肝炎は、平成27年1月の予防接種・ワクチン分科会において技術的検討結果が示された。

課題

- B型肝炎ワクチンについて、国民の健康に大きく関わってくることから、早期に定期接種の対象とすることについて結論を出す必要がある。
また、おたふくかぜ、ロタウイルスワクチンについては、課題等の検討を行い、結論を出す必要がある。
- 予防接種法の定期接種になった場合には、接種率の向上と負担軽減のため、国による十分な財源の確保が求められる。

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

(5) 先天性風しん症候群の発生防止

風しんの流行による先天性風しん症候群の発生を防止するため、妊娠を予定している女性や妊婦の夫、定期接種の機会がなかった年齢層等に対するワクチン接種等について、国において必要な措置を早急に講じること。**新規**

(提案の理由)

現状

- 平成24年から25年にかけて、主に定期の予防接種機会がなかった成人男性又は定期の予防接種率が低かった成人男女を中心として、全国的に風しんが流行し、先天性風しん症候群が増加する等、社会的に与える影響が大きかった。
- 平成26年に公表された25年度国感染症流行予測調査（調査時期：風しん流行が終息方向であった25年7月～9月）結果によると、依然として20～40代の男性12.3%と女性3.9%が風しんへの抗体を持っておらず、女性14.0%は感染予防には不十分である低い抗体価であり、風しんの流行に引き続き注意するとともに、必要な措置を講じる必要がある。

課題

- 先天性風しん症候群の発生を防止するためには、風しんに対する抗体が十分でない者が予防接種を受けやすくなるような措置を講じ、抗体を持っている者の割合を全体的に増やすことによって、風しんの感染予防やまん延防止を図る必要がある。

21 福祉・介護人材の確保

提案先省庁 厚生労働省

提案事項

福祉・介護の仕事が魅力あるものとして評価・選択されるとともに、職場への定着促進を図るため、一層の待遇改善策を講じること。

(提案の理由)

現状

- 福祉・介護職員については、介護報酬や障害福祉サービス等報酬の改定、待遇改善事業の実施等によって待遇改善が図られてきたところであるが、賃金や超過勤務等の労働環境の厳しさから求人に対する希望者が少なく、質の高い人材を確保することが困難となっている。
- 第6期岡山県介護保険事業支援計画の策定に当たり実施した需給推計によると、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に利用が見込まれる介護サービスを提供するためには、約4万1千人の介護職員が必要となり、今後の生産年齢人口の減少を踏まえた上で推計すれば、5千人以上が不足すると見込まれる。

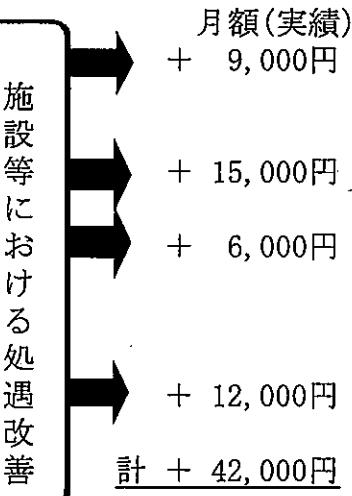
課題

- 将来に向けて、介護職員の需給ギャップを埋めていくには、地方において、関係する機関や事業所・団体が連携・協働しながら、地方の実情に即した施策を効率的かつ効果的に実施していくことはもちろんであるが、国においては、介護職員の待遇改善やキャリアパス制度の確立などの根幹となる取組が必須である。

【参考】

- 介護保険制度における介護職員の待遇改善についての取組

- | | | |
|--|-------------|--------------------|
| ①平成21年4月
平成21年度介護報酬改定 +3.0%改定
(介護従事者の待遇改善に重点を置いた改定) | 施設等における待遇改善 | + 9,000円 |
| ②平成21年10月～平成24年3月
介護職員待遇改善交付金（補正予算） | | + 15,000円 |
| ③平成24年4月
平成24年度介護報酬改定 +1.2%改定
(「介護職員待遇改善加算」の創設により、待遇改善交付金による待遇改善を継続) | | + 6,000円 |
| ④平成27年4月
平成27年度介護報酬改定 ▲2.27%改定
(「介護職員待遇改善加算」は+1.65%拡大) | | + 12,000円 |
| | | <u>計 + 42,000円</u> |



- ・ こうした取組により、合計すれば月額4万2千円相当の給与改善となっている。
- ・ なお、障害福祉サービス等においても同様の待遇改善の取組が行われている。
(平成21年4月に+5.1%の報酬改定、平成21年10月～平成24年3月に福祉・介護人材待遇改善事業助成金、平成24年4月に+2.0%の報酬改定（「福祉・介護職員待遇改善加算」の創設により、待遇改善事業助成金による待遇改善を継続）、平成27年4月に±0%の報酬改定（福祉・介護職員待遇改善加算は+1.78%拡大）)

22 障害福祉施策の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業については、必須事業の増加及び事業実績に見合った十分な財源を確保するとともに、法施行後3年を目途として講じることとされている措置については、施行までの準備に十分な期間を確保できるよう、具体的な内容について早期に情報提供を行うこと。

(提案の理由)

現状

- 地域生活支援事業への補助は、国の裁量的経費とされ、必須事業が増加しているにもかかわらず、十分な財源措置がなく、地方の超過負担が生じている。
- 平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、法施行後3年を目途として、更なる制度改正を検討し、所要の措置を講じるものとされている。(法附則第3条)
 - ・常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
 - ・障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
 - ・障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
 - ・手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援
 - ・精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方 等

課題

- 障害者総合支援法の主要な事業である地域生活支援事業については、サービスを必要とする利用者等へ配慮するとともに、地方自治体がその実情を勘案し、十分に事業に取り組めるよう国において財源を確保する必要がある。

【参考】

- 地域生活支援事業の国庫補助充当率
(平成25年度実績)
- 地域生活支援事業に係る国の予算要求

市町村分	計	66.0%
県分		100%

平成26年度	462億円
平成27年度	464億円

23 高齢者支援対策の推進

提案先省庁 厚生労働省

提案事項

地域包括ケアシステムの構築に向け、介護サービスの効率的な運営が困難な地域においても介護サービスを受けることができるよう、事業者の参入インセンティブを高めるための抜本的な対策を講じること。

なお、対策の実施に当たっては、介護保険料の上昇や地方の負担増とならないよう配慮すること。

(提案の理由)

現 状

- 地域包括ケアシステムを構築していくためには、中重度の要介護者等を支える在宅サービスが必要であるが、平成24年度新設の定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）は、中山間地域等を抱える地方では、高齢化とともに過疎化が進行し、事業者の参入が困難となっている。
- 中山間地域等に居住する高齢者に定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間・早朝・深夜における訪問看護及び訪問介護を行う事業者を支援する保険者に対し、平成24年度から平成26年度まで費用助成を行う事業を行ったが、一定の地域に利用者が集まらないことや事業採算性がないこと等により、実施事業者が極めて少なく、サービス拡大を図ることができなかつた。
- また、地域密着型施設の整備に当たり、市町村が公募を行っても、事業者の応募がなく、計画どおりの整備ができない場合も生じてきている。

課 題

- 人口減少、過疎化に伴い、今後、一層介護サービスの提供が難しくなることが見込まれる地域において地域包括ケアシステムを構築するためには、サービスや介護報酬を含め、抜本的な対策を図り、事業者の参入を促進していく必要がある。

【参考】

《第6期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画》抜粋

中重度者を支える在宅サービスの普及促進

中重度の要介護者、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が、今後増加することを踏まえ、要介護状態となつても可能な限り住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことができるようにするため、毎日複数回の訪問と通いと泊まりの機能を柔軟に組み合わせて、高齢者の日常生活全般を支えるサービスが必要となる。

1 中重度者を支える在宅サービスの状況

平成24年度に中重度者を支える「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「複合型サービス」の2種類の在宅サービスが介護給付に新設されたが、本県ではいずれのサービスも新規参入が進んでいない。

【県内の事業所の状況】

(平成26年10月末現在)

サービスの種類	事業所数	利用者数(H26年10月の利用)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5	102
複合型サービス	0	11(県外の事業者を利用)

資料)「岡山県国民健康保険団体連合会業務統計表(介護保険関係)」平成26年10月審査分

2 新規参入の促進に向けた取組

市町村や介護サービス事業者など、関係者による課題検討の場を設け、新規参入が進まない要因や現場の抱える問題を共有し、新規参入に向けて関係者の役割整理などを行うとともに、サービス提供を行う先行事例について学ぶ研修会の開催や事業所開設に向けた情報提供を積極的に行うことなどにより、新規参入に向けた働きかけを行うこととしている。

24 少子化対策・子育て支援の推進

提案先省庁 内閣府、厚生労働省

提案事項

(1) 少子化対策の推進

① 少子化対策の推進に当たっては、地方が地域の実情に即した対策を進め
る際の支援の拡充を図るとともに、結婚や出産、子育ての素晴らしさ等に
ついて、個人の選択によるものであることを踏まえつつ、全国的なキャンペ
ーンを展開するなど、全国規模で実施することが効果的な取組について
は、国自らが強力に推進すること。

② 少子化対策の観点から、3人以上の子どもがいる多子世帯に対する保育
所等の利用料の更なる軽減に係る恒久的な制度を創設するなど、多子世帯へ
の経済的支援を推進すること。**新規**

(2) 子ども・子育て支援新制度における財源確保

「子ども・子育て支援新制度」の実施に当たっては、地域の実情に応じて、
施設整備をはじめとする量の拡充と保育士等の待遇改善など質の改善に必要
となる財源の確保を確実に行うこと。

(提案の理由)

現状

- 平成26年の岡山県の合計特殊出生率は1.49で、前年から横ばいであるが、県内の出生数は15,837人で、前年(16,210人)に比べ、373人の減(△2.3%)となっており、依然として少子化対策は待ったなしの状況となっている。
- 少子化社会対策大綱では、2015年から今後5年間を「少子化対策集中取組期間」と位置づけ、直ちに取り組めば少子化のトレンドを変えることができると明記されている。重点的に取り組む課題としては、「子育て支援施策を一層充実」「若い年齢での結婚・出産の希望の実現」「多子世帯へ一層の配慮」「男女の働き方改革」「地域の実情に即した取組強化」の5点を挙げており、特に、多子世帯への配慮では、子育てや教育に対する経済的負担の大きさが第3子以降を持てない理由の一つとなっていることから、3人以上の子どもを持ちたいとの希望を実現するための環境の整備が必要である。
- 平成27年4月「子ども・子育て支援新制度」が本格的に施行した。新制度に係る平成27年度予算は、約5,100億円で量の拡充(約3,100億円)と質の改善(約2,000億円)を実施することとなっているが、保育ニーズがピークとなる平成29年度には、新制度に1兆円超の財源が必要とされている。

課題

- 少子化の要因は、未婚化・晩婚化の進展、出生力の低下、子育て環境の問題など、多岐にわたるため、少子化対策を行うに当たっては、結婚から妊娠、出産、子育てに至るまで、切れ目ない総合的な支援を社会全体で進める必要がある。国においては、少子化対策推進に向けた意識啓発や、モデル的・先進的な取組の発掘など、全国規模で実施することが効果的と思われる取組を積極的に推進することが望まれる。
- 第3子以降の子どもを持つない大きな理由の一つとして、子育てや教育に対する経済的負担の大きさがあげられており、多子世帯への経済的負担の軽減策や優遇措置が望まれている。
- 「子ども・子育て支援新制度」は、子どもと子育てに係る仕組みを全く新たなシステムに変更するものであり、各市町村の計画に基づく量の拡充や、質の改善に必要な財源を確保することが不可欠である。

提案先省庁	総務省、厚生労働省
-------	-----------

提案事項

(3) 児童虐待防止等の支援体制の充実

児童虐待等に対応するために市町村が設置する要保護児童対策地域協議会については、その設置と児童福祉司など一定の要件を満たす職員の配置が努力義務とされていることから、専門職等の常勤職員を配置するために必要な財政措置を行うこと。

(提案の理由)

現状

- 児童福祉法改正により、平成20年に要保護児童対策地域協議会の設置が努力義務化され、平成21年には支援対象が要保護児童に加え、養育支援の必要な子どもやその保護者、妊婦に拡大されるとともに、同協議会には児童福祉司など一定の要件を満たす者を配置するよう努めることとなった。
- 厚生労働省においては、平成26年度児童虐待防止対策関係等予算要求時に、地方財政措置について市町村（要保護児童対策地域協議会調整機関専任）職員の増員を要望したことだったが、地方交付税措置は平成25年度まで4人だったものが平成26年度には3人とされている。

課題

- 児童虐待の相談対応が増加するなど児童福祉に関する業務が拡大する中、要保護児童対策地域協議会を効果的に機能させるためには、専門職等の常勤職員の確保が求められる。

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

(4) 児童養護施設等の小規模化・家庭的養護の推進

児童養護施設等の小規模化・家庭的養護を推進するため、施設の運営主体が小規模化や地域分散化、高機能化に取り組めるよう、推進計画に対応した新たな財源措置を講じること。

(提案の理由)

現状

- 平成27年度から平成41年度までの15年間で、児童養護施設等の本体施設は、全施設を小規模グループケア化し、定員を45人以下にするとともに、本体施設、グループホーム、里親等の割合をそれぞれ3分の1ずつにするよう、計画の策定を国から求められている。
- グループホーム等の小規模グループケアを推進していくためには、少ない人数の職員で子どもを支援する必要があり、経験年数が浅く、人材確保が困難な施設の実情を踏まえると、国の目標設定は非常に困難である。
- 小規模グループケアの推進には、施設改修を伴い多大な経費が必要である。
- 次世代育成支援対策施設整備交付金により、施設の新設・改築を行う場合、児童養護施設の経営は大変厳しい状況であり、施設整備に備えた積立がなく、4分の1の自己負担ができない事業者がほとんどである。

課題

- 児童養護施設等の小規模化・家庭的養護を推進していくためには、十分な財源の確保が求められる。

【参考】

■施設等の現状

施設等	全国	岡山県
児童養護施設 乳児院	31,900人	523人 < 83.7%
地域小規模児童養護施設 (グループホーム) 分園型小規模グループケア	—	12人 < 1.9%
ファミリーホーム 里親	5,407人	90人 < 14.4%
計	37,307人	625人 < 100.0%

※1 全国数値のうち、ファミリーホーム・里親は、平成25年3月末日現在、

児童養護施設・乳児院の児童数は、平成25年10月1日現在の児童数

※2 岡山県数値は、平成27年1月1日現在の児童数

25 ハンセン病問題対策の推進

提案先省庁 厚生労働省

提案事項

- ① ハンセン病の患者であった方等に対する偏見・差別の解消や社会復帰を希望される方々への支援の充実に努めること。
- ② ハンセン病問題基本法において、普及啓発活動や社会復帰の実現のための施策が国に義務付けられており、こうした施策や長島愛生園、邑久光明園の将来構想の実現に向け、全力で取り組むこと。
- ③ ハンセン病療養所が保有する歴史的建造物や過去の貴重な文献等の資料を保全し、普及啓発に活用すること。

(提案の理由)

現 状

- 県内にはハンセン病療養所として長島愛生園、邑久光明園の2施設があり、合わせて357名（H27.5.1現在）の入所者が生活している。県は、偏見・差別の解消のための普及啓発事業や療養所全体としての社会復帰を推進する事業を実施している。
- 「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」において将来構想が策定され、その実現に向けて関係者が連携して取り組んでいる。
- 両園に残されている過去の貴重な文献等は歴史の教訓とすべき貴重な資料であり、本県では、収集した資料をとりまとめて資料集「長島は語る（前編・後編）」を刊行するとともに、資料を整理、保存し、公開するなど、残された資料を後世に繋ぐ努力をしている。

課 題

- ハンセン病の患者であった方等に対する偏見・差別の解消が実現できていないことから、国においても、これまで以上に偏見・差別解消のための活動を実施することが必要である。
- 「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」において将来構想が策定されたが、その実現に向けては国の支援が不可欠である。
- 両園に残されている歴史的建造物や過去の貴重な文献等の関係資料を適切に保全していく必要がある。

26 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊日本原駐屯地等の現行体制の確保

提案先省庁	防衛省
-------	-----

提案事項

防衛計画の大綱に基づく自衛隊の具体的な体制の検討に当たっては、陸上自衛隊日本原駐屯地等が、県内における災害への迅速・的確な対応により、県民の安全・安心に大きく貢献していることを踏まえ、今後とも災害派遣に支障が生じない体制となるよう配慮すること。

(提案の理由)

現状

- 平成25年12月に閣議決定された「防衛計画の大綱」において、今後の我が国の防衛の基本方針が示された。
- この中では、陸上自衛隊について、戦車及び火砲を中心として部隊の編成・装備を見直し、効率化・合理化を徹底することとされており、火砲や戦車を中心に編成されている日本原駐屯地の体制縮小が懸念される。
- 一方で、大綱では「大規模災害等の発生に際しては、所要の部隊を迅速に輸送・展開し、初動対応に万全を期すとともに、必要に応じ、対処態勢を長期間にわたり持続する」とされている。
- 本県において自衛隊は、県内に駐屯する部隊を中核として、平成21年の台風災害や平成23年の瀬戸内海の石島の火災などにおいて、迅速な災害派遣により、救助・消火活動などに多大なご貢献をいただいたところである。また、昨年8月に広島県で発生した土砂災害における自衛隊の貢献などを通じて、県民の自衛隊への期待や信頼、感謝の想いもますます深まっている。
- また、日本原駐屯地及び三軒屋駐屯地が所在する地元では、日頃から住民と隊員・家族との交流が図られ、駐屯地の存在が、地元の経済・社会活動に大きく貢献しており、大綱においても、「自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティーの維持・活性化に大きく貢献していること等を踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮する」とされている。

課題

- 大綱に従って策定される次期中期防衛力整備計画に、特科隊や戦車中隊で構成される日本原駐屯地など、本県に所在する駐屯地の隊員削減が盛り込まれる懸念があるが、当該計画の策定に当たっては、地域の防衛・警備はもとより、南海トラフ巨大地震など本県における大規模災害への派遣体制に影響が生じないよう、特段の配慮を求めていく必要がある。

【参考】

(本県内の駐屯地の状況)

- 陸上自衛隊日本原駐屯地（奈義町） 第13特科隊など
- 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区） 第305施設隊など

27 緊急輸送拠点となる岡山空港の老朽化対策の推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

多くの利用者があり、災害時の緊急輸送拠点である岡山空港の安全・安心を確保するため、電源施設の更新など老朽化対策に必要な財源を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 年間130万人余が利用する岡山空港は、地震等災害時には物資や人員の緊急輸送拠点として位置づけられているが、今後とも安定した運用を図るため、設置から27年を経過した航空灯火用電源施設等の早期更新が喫緊の課題となっている。
- 平成26年度に電源施設更新の基本設計を行ったところであり、平成27年度から国庫補助を受け詳細設計を行う予定であるが、引き続き、早急な工事実施が必要である。

課題

- 東日本大震災の経験を踏まえ、防災上においても重要な公共施設の安定的な運用が急務であり、岡山空港の老朽化対策に向け、多額の財政負担が課題である。

【参考】

- 国の航空局予算の推移

(単位：億円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
空港整備勘定	3,181	3,277	3,656	3,695
一般空港等	283	332	731	743※
うち岡山空港分	0	0	0	0.25

※一般空港等…老朽化対策、耐震化等、ターミナル地域再編事業、那覇空港滑走路増設事業（「平成27年度」の予算額743億円のうち那覇空港滑走路増設事業が347億円）

28 電源三法交付金の交付延長

提案先省庁 文部科学省

提案事項

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターのウラン濃縮施設における現在の研究終了後も、地元住民や県民の安全確保等のために引き続き、防災対策、広報・調査、地域振興に資する電源三法交付金は不可欠であり、交付を継続すること。

(提案の理由)

現状

- 国の原子力研究を担うべく国策として建設された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターのウラン濃縮施設は、平成12年度までにウラン濃縮に係る運転を終了し、現在は同施設の解体に向けた事業や滞留ウランの回収に関する研究が行われている。
- 同施設の現在の研究の終了に伴い、本県、津山市及び鏡野町に防災対策、広報・調査及び地域振興を目的として交付されている電源三法交付金について、近いうちの打ち切りが懸念される状況にある。

課題

- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの解体・撤去が終了するまでには少なくとも10年以上を要し、その間は劣化ウランのほか大量の処理できない放射性廃棄物の現地保管が続くことになる。

【参考】

○ 核燃料等の保管量 (t U)

核燃料等の種類	保管量
天然ウラン	68.0
濃縮ウラン	30.8
劣化ウラン	2,597.1

(平成26年12月末現在)

○ 解体終了時の発生廃棄物量 (推定)

廃棄物の種類	排出量
非放射性廃棄物	17千本
放射性廃棄物	169千本
計	186千本

(ドラム缶換算)

29 国営造成施設の安全性の確保

提案先省庁 農林水産省

提案事項

県内に存する国営造成施設について、大規模地震が発生した場合の地震・津波への安全対策に万全を期すこと。

(提案の理由)

現 状

- 現在の国営造成施設は、建設時の耐震設計基準に基づき建設されており、レベル1（耐用年数中に一度は受ける可能性が高い地震）に対する耐震性を有していることが確認されているが、南海トラフ巨大地震が発生した場合には想定を超えた大規模な被害が発生するおそれがある。

課 題

- 今後発生が予測される最大規模の地震・津波に対する国営造成施設の安全性を確保し、農地、住宅、学校、公共施設など、多くの生命や財産への被害防止・軽減を図る必要がある。

【参考】

- 県内に存する主な国営造成施設

施 設 名	管 理 者	所 在 地	規 模	備 考
新田原井堰	県	和気郡和気町天瀬～田原上	堰長 220m	H27調査着手予定
西原ダム	土地改良区	勝田郡奈義町西原	堤長 192m 堤高 46.1m	H27調査着手予定
児島湾締切堤防	県	岡山市南区福島～郡	堤長 1,558m	調査中
笠岡湾干拓堤防	県	笠岡市平成町～拓海町他	堤長 4,666m	調査中
小阪部川ダム	土地改良区	新見市熊谷～唐松	堤長 145m 堤高 67.2m	調査中

30 治水及び高潮・津波対策事業の推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

直轄管理区間の河川整備計画を早期に策定するとともに、浸水被害を防止するため、河川改修を強力に推進すること。

また、治水及び高潮・津波対策事業を推進するため、十分な予算を確保すること。

- (1) 吉井川水系河川整備計画の早期策定
- (2) 直轄管理区間の改修推進
 - ・高梁川水系小田川合流点付替事業、旭川放水路（百間川）改修事業、高潮対策事業等の推進
- (3) 県管理河川事業及び高潮・津波対策事業予算の増額

（提案の理由）

現状

- 岡山県内3水系（吉井川、旭川、高梁川）の直轄管理区間においては、吉井川水系河川整備計画のみ未策定である。
- 県南部沿岸地域は、干拓と埋め立てによりできたゼロメートル地帯であり、水害リスクは高く、252km²の域内に人口39万人が居住し、人口や資産が集中している。
- 県管理河川のうち要整備延長は1,831kmであるが、整備済延長は暫定的なものを含めても686kmしかなく、また、海岸保全施設のうち高潮・津波に対する整備が必要な延長は144kmに対し、高さが確保されているのは45kmに過ぎない。
- 近年は平成10年、16年、21年、23年に甚大な浸水被害があり、特に平成23年台風第12号では、県内の9地点で観測史上最大の24時間雨量（最大：恩原 285mm）を観測し、県南部を中心に大規模な浸水被害が発生した。

課題

- 吉井川水系河川整備計画が策定されなければ、水系全体の改修事業が遅れ、下流部の人口密集地に大きな影響が出る。
- 県南部沿岸地域は、低平地に人口・資産が集積する市街地が形成されており、台風や高潮等によりひとたび災害が発生すると、大規模な被害状況となることから、早急な整備が必要である。
- 岡山県の河川整備は、平成25年度から治水事業に関する交付金が大幅に減額（約20億円：平成24年以前5カ年平均の6割弱）されているため、事業費の確保による治水安全度の向上が喫緊の課題である。また、高潮・津波対策についても、早急に推進していくため、十分な予算の確保が必要である。

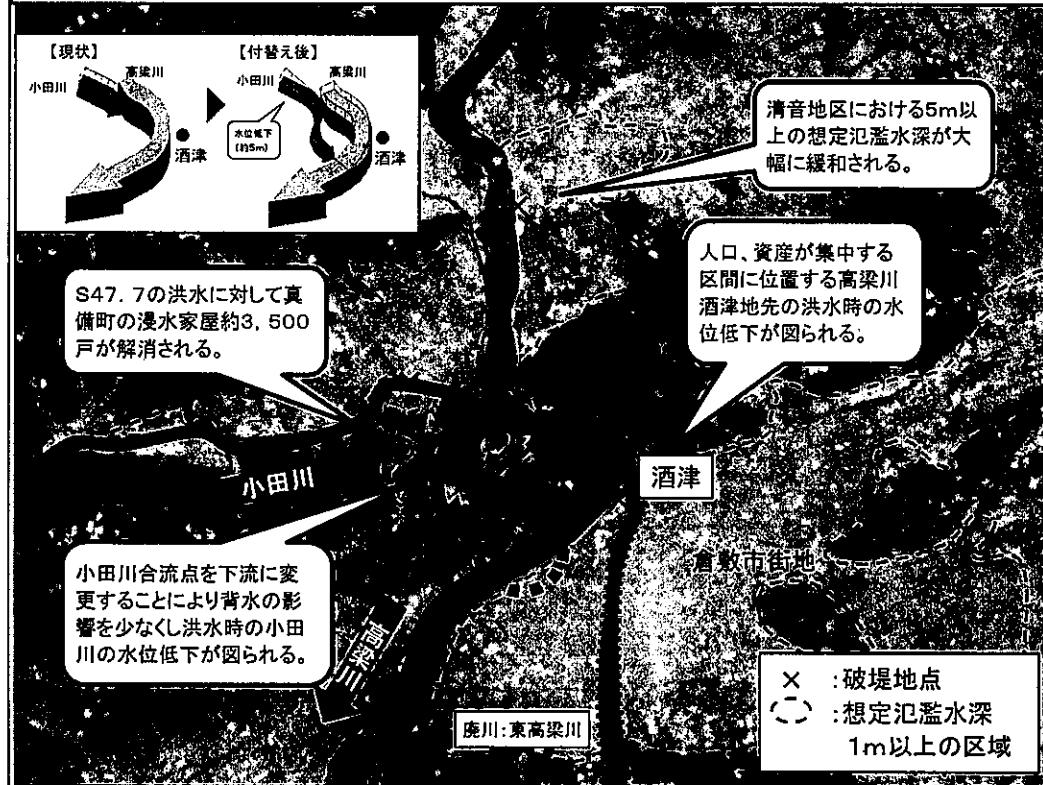
【参考】

- 治水及び高潮対策等事業（実施中）

直轄管理河川改修事業	吉井川、旭川（百間川含む）、高梁川
県管理河川改修事業	一級河川砂川、小田川、二級河川笠ヶ瀬川等22河川
建設海岸・港湾海岸	三蟠九蟠海岸等4カ所、水島港海岸等12カ所

事業の目的

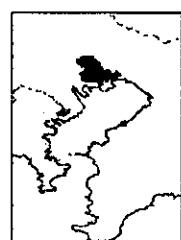
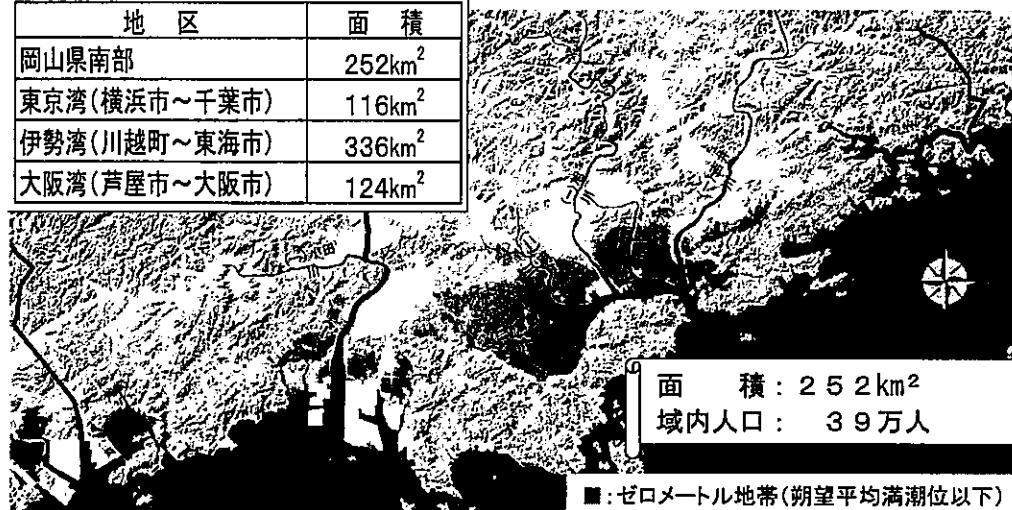
小田川合流点付替事業により、高梁川との合流点が約4.6km下流に付替わり、人口、資産が集中する倉敷市街地に接する高梁川酒津地先の洪水時の水位低下が図られ、水害のリスクが低減される。また、過去幾多の甚大な被害が生じている小田川合流点付近の洪水時の水位低下が図られる。



県管理河川事業及び高潮・津波対策事業

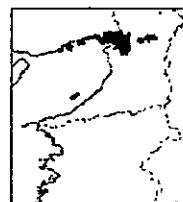
岡山県南部低平地

地区	面積
岡山県南部	252km ²
東京湾(横浜市～千葉市)	116km ²
伊勢湾(川越町～東海市)	336km ²
大阪湾(芦屋市～大阪市)	124km ²



東京湾
面積 116 km²

岡山県の
ゼロメートル地帯は
東京湾・大阪湾の
約2倍！



大阪湾
面積 124 km²

3.1 南海トラフ地震に備えた土木施設の整備推進等

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

南海トラフ地震の発生が差し迫っている中、地震と津波から県民の生命・財産を守るために、安定的かつ恒常的な財源を確保し、防災・減災対策に係る土木施設の整備を加速化させるとともに、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の更なる体制強化に努めること。

(1) 河川及び海岸の耐震化・液状化対策

堤防、護岸、水門など、海岸保全施設や河川管理施設の耐震化と液状化対策を推進するための財源を確保すること。

(2) 道路の防災対策

緊急輸送道路の道路防災対策や、緊急輸送道路に直結する道路橋梁等の緊急的な耐震化を推進するための財源を確保すること。

(3) 住宅、建築物及び下水道の耐震化

災害に強いまちづくりを支援するため、住宅や多数の者が利用する建築物、及び下水道の耐震化を推進するための財源を確保すること。 新規

(4) TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）

南海トラフ地震に際して、被災状況の把握や、早期復旧に向けた技術的支援を迅速に実施するTEC-FORCEの機能を最大限に発揮できるよう、更なる体制強化・機器整備に努めること。

（提案の理由）

現状

- 南海トラフ沿いにおける地震（M8～M9クラス）の、今後30年以内での発生確率は70%程度となっており、岡山県内における最大震度は6強が想定されている。（再掲）
- 県南部沿岸地域は、干拓と埋め立てによりできたゼロメートル地帯であり、水害リスクは高く、252㎢の域内に人口39万人が居住し、人口や資産が集中している。（再掲）
- 平成23年3月に発生した東日本大震災では、想定を超える規模の地震、津波等により、土木施設が大きな被害を受けるなど甚大な被害が発生し、地震直後から必要な緊急輸送を行うことが困難となった。
- 大規模災害時に救急活動や輸送のルートとなる緊急輸送道路について、本県における落石等危険箇所の道路防災対策率は36.7%、同道路に直結する道路橋梁等の緊急的な耐震化率は28.7%にとどまっている。
- 災害発生時の円滑な災害対応に資するため、初動段階から緊密な連携と情報交換ができるよう、平成22年度には、中国地方整備局と本県との間で、災害時における相互協力に関する基本協定書を締結している。

課題

- 県南部沿岸には、人口・資産の集中した低平地が広がっており、ひとたび高潮被害が発生すると大規模な被害となることから、早急な整備が必要である。
 - 本県の公共事業予算（土木部関係）は、ピーク時の約3分の1と大変厳しい状況にあり、防災・減災対策の促進を図る上で、国の支援（防災・安全交付金）の拡充が必要である。
 - 今後とも、高潮に加え、地震・津波に対して、海岸保全施設をはじめとする土木施設の整備を早急に推進していく必要がある。
 - 南海トラフ地震をはじめとする大規模災害では、広域的な被害が想定されるため、より大規模なTEC-FORCE隊員の体制整備が必要である。
- 岡山県の土木施設整備状況（防災・減災関連） H27.3末現在

	内 容	整備率
海 岸	建設海岸・港湾海岸の海岸保全施設整備（高潮対策）	31.3 %
道 路	緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策	36.7 %
	緊急輸送道路上の道路橋梁の緊急的な耐震化	99.4 %
	緊急輸送道路に直結する道路橋梁等の緊急的な耐震化	28.7 %

○ 今後、特に早急な対策が求められる箇所

- 海 岸 … 建設海岸：三蟠九蟠海岸（岡山市中区桑野～東区九蟠）、岡南海岸（岡山市南区飽浦）等
 港湾海岸：笠岡港海岸港町地区（笠岡市）、東備港海岸日生地区（備前市）等
- 河 川 … 吉井川：岡山市東区西幸西、九蟠地区
 (直轄区間) 旭川：岡山市南区福島、中区三蟠地区
 高梁川：倉敷市上成、鶴新田地区
- 道 路 … 落石等危険箇所：国道180号（新見市法曾～千屋実）
 道路橋梁（緊急輸送道路に直結）：藪田橋（主）総社賀陽線（総社市宍粟）
 新落合橋（主）芳井油木線（井原市芳井町）等

3.2 土砂災害防止対策の推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

大型台風の来襲や、頻発する局地豪雨等により、脆弱な地質が広く分布する岡山県では、土砂災害発生の危険性が高まっており、県民の生命と財産を守る土砂災害防止対策を推進するため、次の措置を講じること。**新規**

- ① 県民の生命と財産を守り、安全・安心で豊かな県土を形成するため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の着実な実施を推進するための、十分な予算の確保・配分をすること。
- ② 土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査については地方負担額の低減措置を講じること。

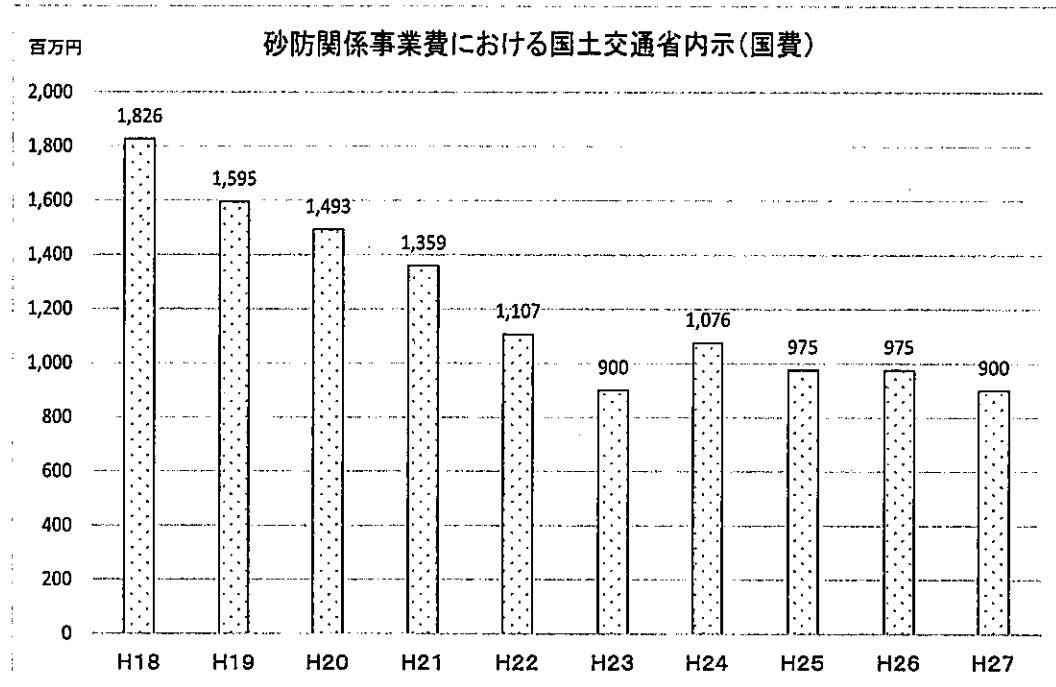
(提案の理由)

現状

- 平成27年度の国全体の防災・安全交付金は、前年度比1.01とほぼ同額の予算措置にとどまっている上、岡山県への当初内示は前年度比0.92（国費ベース）と減額されている。
- 県内には、広島県と同様の土壤である花崗岩地質が、県土の約20%分布するほか、土砂災害危険箇所が11,999か所存在（全国20位）している。このうち、ハード対策を前提とした危険箇所等は5,692か所あるが、平成26年度末の施設整備率は26.9%と低い状況にある。
- 現在の土砂災害危険箇所を対象とした警戒区域の指定は、27年度で完了予定であるが、今後、特別警戒区域の調査・指定や土砂災害危険箇所以外の危険箇所の抽出調査・警戒区域等の指定を行うため、それらの基礎調査を実施する必要がある。
- 土砂災害防止法が改正されたが、基礎調査に要する費用の補助は従来どおり3分の1であり、起債対象でもないため地方の負担増を招いている。
 - 〔・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 第十条
　　国の都道府県に対する補助金の額は、基礎調査に要する費用の額に三分の一を乗じて得た額〕

課題

- 今後、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止施策の推進に関する法律）に基づき、概ね5年間で全ての危険箇所の基礎調査を完了させることとしているが、県内全ての危険箇所の基礎調査を完了させるためには県費負担が大きい上に、砂防関係事業について、国の防災・安全交付金が十分分配分されていないことから、ハード対策の一層の遅れが危惧される。



土砂災害防止対策の推進(ハード対策)

●土砂災害危険箇所の施設整備状況について

(平成27年3月31日現在)

岡山県集計

	危険箇所数	うちハード 対策箇所数※1	H26まで 整備済箇所数	H26末 整備率	H27 実施箇所数
土石流危険渓流	6,441	3,019	909	30.1%	28
急傾斜地崩壊危険箇所	5,360	2,475	554	22.3%	11
地すべり危険箇所	198	198	69	34.8%	7
計	11,999	5,692	1,532	26.9%	46

※1 保全人家5戸以上(5戸未満であっても、官公署、学校、駅、旅館等のほか、社会福祉施設等の要配慮者利用施設のある場合を含む。)

33 土木施設の戦略的維持管理（老朽化対策）の推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

高度経済成長期以降、集中的に整備した土木施設が、今後急速に老朽化し、この対策に要する経費の増加が見込まれる中、トータルコストの縮減のため、戦略的維持管理（老朽化対策）を進める地方の取組を支援すること。

- ① 「防災・安全交付金」を活用した地方における老朽化対策に必要な予算を確保すること。
- ② 「防災・安全交付金」事業の要件を緩和すること。

（提案の理由）

現状

- 中央自動車道・笹子トンネルでの天井板崩落事故などが発生し、経年劣化の進むインフラの安全性確保が社会問題となっている。
- 国では、地方におけるインフラの老朽化対策等を支援する「防災・安全交付金」を制度化するとともに、平成26年5月に策定した「インフラ長寿命化計画（行動計画）」において、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化のため、地方公共団体においても、戦略的維持管理の取組が必要であるとしている。
- 本県でも、県政の最上位に位置付けられる総合的な計画である「晴れの国おかやま生き活きプラン」において、アセットマネジメント手法を活用した土木施設の戦略的維持管理を重点的な施策として取り組むこととしており、現在、道路橋梁等について長寿命化計画を策定し、老朽化対策を進めている。

課題

- 老朽化対策の実施に向けた法令の整備として、道路法等の改正が行われ、点検基準等が示されたことから、地方では、土木施設の老朽化対策について、より一層の取組強化が求められている。
- 土木施設の老朽化対策は全国共通の課題であり、国及び地方が一体となって取り組む必要があることを踏まえ、国による一層の支援の拡充が必要である。
- 「防災・安全交付金」事業の要件緩和は図られてきたが、河川関係事業では他と違う要件が依然として厳しいままであり、対象外施設の老朽化対策については、地方は全てを単独費により賄わなければならない。

「防災・安全交付金」事業の要件緩和の提案

区分	提案
河川管理施設	・特定構造物改築事業の要件『40年間の合計事業費4億円以上』の緩和
ダム施設	・ダム施設改良事業の要件『総事業費10億円以上』の緩和、及び対象施設『ダム本体・放流設備、貯水池等』の拡充

34 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修に係る制度の維持

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

耐震改修促進法により耐震診断義務付け対象となる要緊急安全確認大規模建築物のうち、民間建築物の耐震改修補助の事業要件について、補強設計の着手期限を「平成27年度末まで」から「平成28年度末まで」に1年延長するとともに、現行の補助率（地方補助併用の場合、国が最大3分の1を補助）を維持すること。**新規**

(提案の理由)

現 状

- 平成25年11月25日に施行された改正耐震改修促進法では、要緊急安全確認大規模建築物（不特定多数の者や避難弱者が利用する大規模建築物等。以下「要緊急建築物」という。）の所有者に、平成27年末までの耐震診断の実施と所管行政庁への報告が義務付けられた。
- 一方、要緊急建築物の耐震改修は所有者の努力義務とされているが、このうち民間建築物の耐震化を促進するためには、国による継続的な補助が不可欠である。
- 平成27年度当初予算では、国の要緊急建築物の耐震改修補助の事業要件が、「平成27年度末までに耐震改修工事に着手したもの」から「平成27年度末までに補強設計に着手したもの」とされた。
- 平成27年度末までに補強設計に着手しない場合、平成28年度以降、国の時限措置の補助（補助率21.8%）が受けられなくなるとともに、通常の補助（補助率11.5%）も7.66%に引き下げられることとなる。

課 題

- 要緊急建築物のうち民間建築物の耐震改修を促進するためには、所有者の負担軽減を図ることが必要であり、平成27年度から、県及び民間建築物が所在する市による耐震改修補助制度を創設したところであるが、引き続き、国において、現行の補助率（地方補助併用の場合、国が最大3分の1を補助）を維持することが不可欠である。
- 多くの所有者において、平成27年末に向けて耐震診断を実施中又は実施予定としており、耐震診断実施後、平成27年度末までに補強設計に着手することはスケジュール的に著しく困難であることから、要緊急建築物の耐震化が進まなくなるおそれがある。

35 水道施設の耐震化の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

- ① 水道施設耐震化事業における資本単価要件を緩和するとともに、交付率を一律に2分の1に引き上げること。
- ② 基幹水道構造物の耐震化計画策定を財政支援の対象に加えること。

(提案の理由)

現状

- 水道施設耐震化事業の採択基準の1つである資本単価要件（水道事業：90円/m³以上、水道用水供給事業：70円/m³以上）を満たす水道事業者は、県内27事業者うち16事業者に限られている。
また、事業の交付を受けられても、交付率は4分の1から2分の1であるため、水道施設の耐震化が進んでいない。
- 計画的に水道施設の耐震化を進めるためには、現存する基幹水道構造物（基幹管路・浄水施設・配水池等）の耐震化計画の策定が必要であるが、財政支援の対象となっていない。

課題

- 本県では沿岸部を中心に10市4町が南海トラフ地震対策特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されるなど、水道施設の耐震化に早急に取り組む必要がある。

【参考】

- 水道施設の耐震化率（平成25年度末）

	基幹管路耐震適合率	浄水施設耐震化率	配水池耐震化率
全国	34.8%	22.1%	47.1%
岡山県	24.3%	30.0%	52.7%

36 危険ドラッグ対策の強化

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

(1) 抜本的な規制強化への取組

法律の規制に加えて、本県でも危険ドラッグを取り締まるために条例を定めたが、本来、こうした規制は国において全国一律で実施されることが基本である。

国は、従来の手法にとらわれない抜本的な規制強化を図ること。**新規**

(2) 危険性についての啓発の強化

危険ドラッグの危険性について、若年層にも効果的な広報啓発を一層強化すること。**新規**

(3) 簡易検査等の研究・検査体制の整備

危険ドラッグによる健康被害を防止し、指定薬物等の簡易検査の実用化を可能とするため、研究を早急に進めるとともに、より迅速に指定薬物の指定ができる体制を整備すること。また、地方衛生研究所等の支援の更なる充実を図ること。**新規**

(提案の理由)

現状

- 危険ドラッグは、若者を中心に急速に広がり、大きな社会問題となっており、一刻も早く、その流通・使用を阻止し、撲滅することが安心で健全な地域社会を守るために不可欠である。
- 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(以下、「薬機法」という。)の改正による、検査命令及び販売等停止命令の対象物品の拡大、広域的な規制の導入等の規制の強化により、販売店舗数は減少しているものの、店舗販売によらない販売形態に移行するおそれもあり、危険ドラッグ対策をより一層強化することが急務である。
- 麻薬等の規制薬物に比べ乱用者の年齢が若いことから、危険ドラッグの危険性について予防啓発を中心とした継続的な啓発活動が不可欠である。
- 危険ドラッグの使用・所持については、麻薬や覚醒剤等のように、簡易検査を用いた迅速な対応ができていない。

課題

- 薬機法による検査命令及び販売等停止命令の対象物品の拡大、広域的な規制が導入され、販売店舗数は減少しているが、新たな形態での販売等への対応が必要である。
- 若年層に対する、より効果的で継続的な啓発が必要である。
- 実効性のある規制を実施するには、違法な薬物を所持する者等への迅速な簡易検査を可能とすることが必要である。

【参考】

1 危険ドラッグ販売店の店舗数（全国）

* 厚生労働省調べ

時 点	2014/3/31	2014/9/30	2014/10/31	2014/11/30	2014/12/31	2015/3/31
店舗数	252件	146件	126件	82件	44件	17件

2 規制薬物別生涯経験者の平均年齢

有機溶剤（シンナー等）	43.8歳
大 麻	40.7歳
覚 醒 剤	40.1歳
MDMA	40.5歳
危険ドラッグ	33.8歳

* 厚生労働科学研究：薬物使用に関する全国住民調査(2013年)より

37 警察基盤の整備充実

提案先省庁

警察庁

提案事項

- ① 増加傾向にある人身安全関連事案や特殊詐欺、現下の厳しいテロ情勢等に対する各種対策を強力に推進するため、警察官を増員すること。
- ② 厳しい治安情勢に的確に対応するため、捜査用車両や防弾楯等の治安対策用装備資機材の整備充実を図ること。
- ③ 災害発生に的確に対応するため、生存者探査機等の災害対策用装備資機材の整備充実を図ること。
- ④ 危険ドラッグの鑑定のスピード化・精密化を図るため、高精度の鑑定機器等の整備充実を図ること。**新規**
- ⑤ 重大事案発生時に警察機能を十分に果たすことができる警察本部庁舎を整備するため、必要な財源確保を図ること。

(提案の理由)

現状

- 治安再生に向けた取組により、本県の刑法犯認知件数は、戦後最少を記録するなど、改善傾向が表れているが、重大事件に発展する危険性が高いストーカー・DV等人身安全関連事案が増加傾向にあるため、事態に応じた被害者等の安全確保のほか、加害者への警告、検挙等、迅速・的確な対処が必要である。
- 特殊詐欺の認知件数は前年に比べ増加し、被害金額も大きいなど予断を許さない状況であり、合・共同捜査や、警察署に対する事件指導及び捜査支援等の特殊詐欺撲滅に向けた取組の強化が必要である。
- 世界各地でのテロ事件の発生に加え、ISILが我が国をテロの標的とする旨を明示したこと等、現下の厳しいテロ情勢に対するため、全国警察が一体となり、テロ情報の収集をはじめとした各種テロ対策の強力な推進が必要である。
- 治安対策用装備資機材や災害対策用装備資機材は必要数を充足するには至っておらず、早急な整備が必要である。
- 危険ドラッグの乱用者の犯罪が後を絶たず、分析機会が増加傾向にあるため、鑑定のスピード化・精密化が必要である。
- 現在の警察本部は、警察本部機能が分散化している上、耐震性能やセキュリティ対策の脆弱性等の問題を抱えていることから、治安・災害の対策拠点として警察活動に必要な機能を備えた警察本部庁舎の早急な整備が必要である。

課題

- 「安全・安心の岡山」を実現するため、犯罪抑止総合対策をはじめとした諸対策や県民が身近に不安を強く感じる犯罪等の徹底検挙を推進するとともに、災害発生時に県民の安全を確保するために、更なる警察官の増員並びに装備資機材の整備充実及び警察本部庁舎の整備を図る必要がある。

【参考】

	H22	H23	H24	H25	H26
刑法犯認知件数	24,097件	23,872件	22,005件	19,824件	17,209件
犯罪率全国ワースト順位	11位	10位	12位	13位	15位

38 交通安全施設等整備の推進

提案先省庁

警察庁

提案事項

- ① 幹線道路等における交通の安全と円滑を確保するため、交通管制システム、交通信号機等の高度化更新や、集中制御エリアの拡大等新交通管理システム（UTMS）の整備をはじめ、信号灯器のLED化等を推進して、安全で快適な道路交通環境を実現すること。
- ② 災害に伴う停電時の交通の安全と円滑を確保するため、信号機電源付加装置等の整備充実を図ること。

（提案の理由）

現状

- 当県は、広域交通網の結節点で、他県からの車両の流入が多いため、岡山市や倉敷市等の市街地に通じる主要幹線道路を中心に、交通渋滞が慢性化している状況にある。
- 平成26年中の県下の交通事故死者数は90人（前年比17人減）で、昨年に比べ大きく減少しているものの、高齢者の交通事故死者数は58人（前年同数）と、全死者数に占める比率が過去最高となったほか、高齢者が関与する交通人身事故件数は高い水準で推移している。
- 交通安全施設等の整備については、新交通管理システムの拡充整備のほか、交通管制システムの更新整備や、都市部を中心に交通信号機の集中制御化・高度化を図るとともに、省電力、視認性に優れた信号灯器のLED化等の整備を進めてきた。
- 東日本大震災以来、災害対策の抜本的見直しが求められる中、信号機電源付加装置等の整備は十分とはいはず、災害発生時における停電対策が急務となっている。

課題

- 安全で快適な道路交通環境を実現するため、交通状況に応じたきめ細やかな信号制御による交通の円滑化、省電力、視認性に優れた信号灯器のLED化等を推進する必要がある。
- 災害発生時における交通の安全等を確保するため、発電装置を備えた信号機等の整備充実を図る。

【参考】

本県における高齢者が関与する交通事故状況（過去5年間）

	H22	H23	H24	H25	H26
交通事故死者数（人）	109	106	112	107	90
うち高齢者率（%）	52.3	44.3	49.1	54.2	64.4
交通人身事故件数（件）	16,821	16,197	15,021	14,182	12,271
うち高齢者関与率（%）	25.1	24.8	25.9	27.4	28.5

39 地域の実情に応じた生活交通の維持・確保

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

地方バス路線や第三セクター鉄道、JR在来線等の生活交通を維持・確保するため、地域の実情を踏まえ、以下の支援を講じること。

- ① 地方バス路線をはじめとする持続可能な地域公共交通ネットワークの維持・確保に必要な財源を確保すること。
- ② 「井原鉄道」など第三セクター鉄道の経営安定化を図るため、支援制度を拡充すること。
- ③ JR在来線の利便性の向上を図るとともに、沿線自治体等の利用促進に向けた取組に対して支援を行うこと。

(提案の理由)

現 状

- 地域公共交通活性化再生法の改正により、自治体が主体的にまちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークの再編に取り組むこととされ、国において計画策定等に対する一定の支援策が講じられた。また、国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に基づく事業については、補助要件の緩和等による支援内容の充実が図られることとなった。
- 幹線バス等の地域間交通ネットワークに接続するバスやデマンド交通については、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助事業が実施されているが、補助金は要望に対して満額交付がされていない状況である。
- 第三セクター鉄道である井原鉄道については、厳しい経営状況を踏まえ、県や沿線自治体が、「上下分離方式に準じた方式」により、線路や車両など輸送のためのインフラ部分にかかる費用を負担している。

平成26年度関係自治体負担総額 136,520千円（うち岡山県負担額：64,808千円）

なお、平成23年度から、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業において、車両の検査・補修などの経費が補助対象となっている。

- JR在来線については、特に県北部において、利用者数の減少が著しいことから、関係市町村や団体と連携して、JR西日本への要望活動や利用促進の取組を行っている。
 - ・「姫新線・因美線・芸備線を利用する会」による沿線自治体広報誌を活用した普及啓発や沿線の高等学校における清掃ボランティア活動等、利用促進のための啓発活動の実施
 - ・「因美線・津山線近代化促進期成同盟会」によるJR西日本への要望活動の実施
 - ・「兵庫・岡山両県境隣接市町村地域振興協議会」によるJR西日本への要望活動の実施

課題

- 地方バス路線をはじめとする地域公共交通ネットワークを持続可能なものとするために、必要な財源を継続的に確保する必要がある。
- 井原鉄道については、今後、施設の老朽化に伴い、維持経費が増加することから、国庫補助制度の充実などにより、関係自治体の負担軽減を図る必要がある。
- J R 在来線については、輸送改善による時間短縮や自動改札機の導入など、利便性の向上に向けた投資が不可欠であり、また、利用促進に向けた沿線自治体等による住民への啓発活動などの取組を進めることが重要である。

40 中山間・離島地域の総合対策の推進

提案先省庁	内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省
-------	---

提案事項

(1) 中山間地域についての総合的な推進体制の整備等

- ① 中山間地域の特性に応じた経済基盤や生活環境の整備、都市との交流促進などの地域の活性化対策が効果的に実施され、地方創生の動きが確実なものとなるよう、国として、中山間地域の活性化に関する基本方針を策定するなど、総合的な推進体制を整備すること。
- ② 過疎市町村など中山間地域を有する自治体が、各種施策を着実に進められるよう、引き続き、地方交付税制度の充実等による一般財源の確保や、地方債計画における過疎対策事業債、辺地対策事業債の必要額の十分な確保を図ること。

(2) 離島振興対策の推進

豊富な海洋資源や豊かな自然環境などを有する離島地域の振興に向けて、改正離島振興法に基づき、地方の実情に沿った総合的な離島振興施策を展開できるよう、必要な予算額を確保すること。

(提案の理由)

現状

○ 中山間地域は、豊かな自然や歴史、伝統・文化を有する地域であるとともに、食料の供給、水源のかん養、国土の保全、地球温暖化の防止など多面的・公益的な機能を担っており、国全体の産業活動や国民生活を支えている地域である。

また、豊かな自然を背景にした県民の憩いと安らぎの交流空間や定住の場として、多面的・公益的な機能を有し、県民の生活に重要な役割を果たしている。

しかしながら、過疎化と高齢化が急速に進行し、耕作放棄地の増加や森林の荒廃、農林水産業の活力の低下、コミュニティの崩壊の危機のほか、商業機能の低下や生活交通網の弱体化による買い物に困難を來す者の発生など多くの問題を抱えている。また、中山間地域を有する自治体は、問題解決のための財源確保に苦慮している。

本県では、県、市町村及び県民の責務等を明らかにした「岡山県中山間地域の振興に関する基本条例（平成15年4月施行）」及び「岡山県中山間地域活性化基本方針（平成26年2月改訂）」に基づき、総合的な対策に取り組んでいる。

○ 離島地域は、国土の保全や海洋資源の利用、自然環境の保全、憩いと安らぎ交流空間等として重要な役割を担っているものの、本土に比べ社会基盤や生活環境等の面で立ち後れる中で、人口の流出や高齢化の進行に伴う、定期航路や医療体制の確保など多くの課題を抱えている。

離島振興法は、昭和28年に10年間の時限立法として制定され、その後も10年ごとに改正・延長が行われている。平成35年3月を期限とする改正離島振興法が25年4月に施行され、新たに基本理念や国の責務が規定されるとともに離島活性化交付金が創設された。

本県では、改正離島振興法に基づく「岡山県離島振興計画」を策定しており、関係市等と協働により、離島振興施策を着実に実施することとしている。

課題

- 中山間地域の活性化には、総合的かつきめ細かな振興対策を、国・県・市町村・民間が一体となって推進することが必要である。

また、国においても、国土形成計画を踏まえた総合的な中山間地域の活性化に関する基本方針を策定するとともに、各種施策の推進に当たっては、円滑に府省間の調整を行う必要がある。

さらに、今日の中山間地域は従来にも増して厳しい状況にあり、自治体の財源の確保を含めた継続的かつ総合的な中山間地域対策に取り組む必要がある。

- 離島振興対策については、昭和28年の法制定以降、離島振興対策を講じているものの、離島を取り巻く社会経済状況は厳しく、人口の減少、少子高齢化が進む中で、依然として社会基盤や生活環境等の面で立ち後れ、従来にも増して厳しい状況におかれしており、引き続き離島振興対策に取り組む必要がある。

【参考】

- 中山間地域の状況

区分	市町村	面積 (km ²)	人口 (人)	高齢化率 (%)
全県域	27	7,113.21	1,945,276	24.9
中山間地域	22	5,354.48	581,248	30.8
中山間地域の割合	81.5%	75.3%	29.9%	—

(注) 人口及び高齢化率は、平成22年国勢調査による。

<中山間地域の定義>

山間地及びその周辺の地域等地理的及び経済的条件に恵まれない地域で、次のいずれかに該当するもの

- ・ 山村振興法に規定する山村
- ・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する特定農山村地域
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域

- 離島振興法による離島振興対策実施地域の指定状況

指定	市町名	島 名	指定時期
日生諸島	備前市	鹿久居島、鶴島、大多府島、頭島、鴻島、曾島	昭和36年9月
前島	瀬戸内市	前島	平成25年7月
犬島	岡山市	犬島	昭和42年8月
石島	玉野市	石島	昭和36年9月
児島諸島	倉敷市	釜島、松島、六口島	昭和36年9月
笠岡諸島	笠岡市	高島、白石島、北木島、真鍋島 小飛島、大飛島、六島	昭和32年12月 昭和32年8月

- 離島地域の状況

(単位：人)

区分	人口			高齢化率 (%)	
	平成12年	平成22年	減少率 (%)	平成12年	平成22年
離島地域計	4,304	3,004	△30.2	44.5	59.3
中山間地域計	632,040	581,248	△8.0	26.3	30.8
全県域	1,950,828	1,945,276	△0.3	20.2	24.9

(注) 人口及び高齢化率は、国勢調査による。

4.1 環境保全対策の推進

提案先省庁	環境省
-------	-----

提案事項

(1) 微小粒子状物質（PM2.5）への対応

- ① 微小粒子状物質（PM2.5）は、その構成成分により人体への影響や対策手法が異なると考えられるため、全国のデータを集約している国において、各自治体からのデータを分析し、環境基準の達成に向けた有効な施策等を検討するとともに、こうした分析や検討の状況等を随時フィードバックすること。
- ② 微小粒子状物質（PM2.5）による大陸からの影響について、国内のみならず、東アジア各国と協力して調査・研究を推進し、一層の原因究明や低減対策の推進に取り組むこと。

（提案の理由）

現状

- 国は、平成11年から微小粒子状物質（以下、「PM2.5」という。）と健康影響との関連性について調査を開始し、平成21年にPM2.5の環境基準を定めた。
- 県では、平成22年度から早島局で測定を開始し、現在は4測定局において測定を実施している。また、平成22年度からは一部の項目の成分分析を開始し、平成25年度からは全項目の成分分析を実施している。
- 平成24年度末に大陸からの影響等によるPM2.5の高濃度事象が問題となり、国は平成25年3月に注意喚起に係る暫定指針等を示した（平成25年12月一部改正）が、具体的な対応については各自治体の判断に任せている。

課題

- PM2.5は、その構成成分により人体への影響や対策手法が異なると考えられるため、各自治体は国の要請を受けて成分分析に取り組んでおり、その結果を国に報告しているが、その取りまとめ結果や考察、施策等についてフィードバックされていない。
- PM2.5の高濃度事象は、広域的な問題であり、国により対応の方向性や施策を検討する必要がある。

提案事項

(2) アスベストの適切な処理体制の確保等

解体等作業現場周辺における規制基準を早急に設定するとともに、安価で迅速な分析方法や安全な処理方法を開発・普及すること。

(提案の理由)

現状

- アスベスト飛散防止対策の強化として、解体工事等に係る建築物のアスベスト使用の調査確認の義務化、工事発注者の責任明確化、自治体職員の立入調査権限の強化などが盛り込まれた改正大気汚染防止法が、平成26年6月1日に施行された。
- 中央環境審議会の答申では、「解体作業現場周辺における規制基準（敷地境界における濃度規制）は、作業基準遵守の確認のために必要である。」とされているが、対象の規模（小規模工事や短期間の工事にも義務付けするか否か）や基準となる数値、分析方法等が決まっておらず、引き続き慎重に検討されている。
- 廃石綿については、今後、建築物の老朽化に伴い発生量の増加が予想されるが、解体現場や埋立処分場での不適切な処理による飛散が全国で散見されており、問題化している。

課題

- 現行法では、解体工事現場等における石綿の飛散防止については、作業基準及び排気口付近での漏えい防止確認が定められているが、濃度基準が定められていないため、飛散防止対策が十分なされているかどうかの判断ができない。
- 本県では判断材料の一つとして、独自に解体工事現場の周辺で大気を捕集し、石綿の飛散の有無を確認しているが、基準がないため、飛散が疑われる場合であっても強力な指導ができない。
- また、濃度基準が設けられたとしても、解体工事は数日～1週間程度で終わってしまうものが多く、現在、国が定めているモニタリング・分析手法では分析に係る日数が長期間となり、分析結果が出る頃には解体工事が終了してしまい、有効な指導ができない。
- 濃度基準が定められ、届出者に測定義務等が課せられた場合、経済的負担が増加することが予想されるため、安価な分析方法の開発・普及が必要となる。

4.2 廃棄物の適正処理

提案先省庁	経済産業省、環境省
-------	-----------

提案事項

(1) 特定家庭用機器再商品化制度の見直し

特定家庭用機器の不法投棄防止のため、あらかじめ製品価格にリサイクル料金を上乗せ（先払い）する制度に改めること。

（提案の理由）

現状

- 特定家庭用機器再商品化法の対象機器の不法投棄が絶えず、市町村は対応に苦慮している。

課題

- 特定家庭用機器を廃棄する際にリサイクル料金を支払うことに対して負担感があり、不法投棄の原因の一つとなっている。

提案事項

(2) ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物の適正処理

- ① 使用中のP C B含有電気機器の使用廃止期限等の取扱いを明確にすること。
- ② 微量P C B混入廃電気機器の処分費用について中小企業者等への負担軽減制度を創設すること。

（提案の理由）

現状

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（P C B特措法）では、P C B廃棄物（P C Bを含有する電気機器が廃棄物になったもの）を保管する事業者は、政令で定める期間内に当該P C B廃棄物を処分しなければならないとされているが、使用中のP C B含有電気機器については、その取扱いが不明確である。
- 中間貯蔵・環境安全事業(株)（JESCO）で無害化処理が行われるP C B廃棄物（高濃度にP C Bを含むもの）については、中小企業者に対し処理費の軽減制度があるが、微量P C B混入廃電気機器については、処分費用の負担軽減制度がない。

課題

- 平成24年12月のP C B特措法施行令の改正及び26年6月の国処理計画の改定により、P C B廃棄物の処分期間が延長されたが、使用中のP C B含有電気機器については、明確な使用廃止期限が定められておらず、期間内の確実な処理に支障を来すおそれがある。
- P C B使用禁止後の製品に、微量とはいってもP C Bが含まれているのは製造上の問題であり、それを購入した事業者には何ら落ち度がないにもかかわらず、多額の処分費用を負担させられることに対して、微量P C B混入廃電気機器を保管する事業者からの不満が極めて強い。

提案事項

(3) 循環型社会形成推進交付金に係る予算措置

市町村等が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合に対象となる循環型社会形成推進交付金について、適切な予算を確保すること。

(提案の理由)

現 状

- 市町村等が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合、循環型社会形成推進交付金制度を活用しているが、平成27年度当初内示は次のとおりであった。

廃棄物処理施設（平成27年度竣工事業）	要望額の100%内示
---------------------	------------

廃棄物処理施設（平成28年度以降竣工事業）	要望額の約87%内示
-----------------------	------------

浄化槽	要望額の約80%内示
-----	------------

交付金額に不足が生じた場合、市町村等は事業費の縮減や地方負担の増額といった対応が必要となり、市町村等の財政計画に与える影響のみならず施設整備計画の遅延が発生することも危惧される。

全国的に老朽化した廃棄物処理施設の更新需要が増大しており、引き続き、適切な予算が確保される必要がある。

課 題

- 市町村等の廃棄物処理施設や浄化槽は、一般廃棄物の処理や汚水処理に不可欠なものであり、その計画的な整備等のため、循環型社会形成推進交付金の適切かつ安定的な予算措置が講じられる必要がある。

4.3 児島湖及び周辺の環境保全対策の推進

提案先省庁	総務省、農林水産省、国土交通省、環境省
-------	---------------------

提案事項

(1) 生活排水対策の推進

- ① 下水道を重点的かつ計画的に整備するため、必要な予算を安定的に確保すること。
- ② 合併処理浄化槽整備事業に係る国の助成率の嵩上げ及び単独処理浄化槽撤去費助成制度に係る国の補助額の引上げ措置を講じること。

(2) 児島湖浄化対策の推進

児島湖を浄化するための各種施策や周辺環境保全対策について、導水に係る水利権制度の柔軟な運用や財政的な支援など、国においても積極的に取り組むこと。

(提案の理由)

現状

- 児島湖の水質は、近年緩やかな改善傾向にあるものの、環境基準の達成のためには、関係機関や県民との協働の下、各種対策を強力に推進する必要がある。
- 児島湖への排出される汚濁負荷量は、家庭からの生活排水がCODで39%、全窒素で60%、全りんで44%を占め、最大の汚濁要因となっている。
- このため、生活排水対策として、下水道の整備や下水道への接続促進、単独処理浄化槽からの転換を含めた合併処理浄化槽及び高度処理型合併処理浄化槽の整備等を実施している。
- また、平成23年度に策定した第6期湖沼水質保全計画に基づき、生活排水対策の外、児島湖を浄化するための各種施策（ヨシ原の管理、清水導入、流出水対策、水質汚濁メカニズム究明等の調査研究、環境学習等）を実施することとしている。
- 大発生して周辺住民に迷惑を及ぼしているユスリカの対策として調査研究、誘蛾灯の設置等を実施してきたが、十分な効果が得られていない。

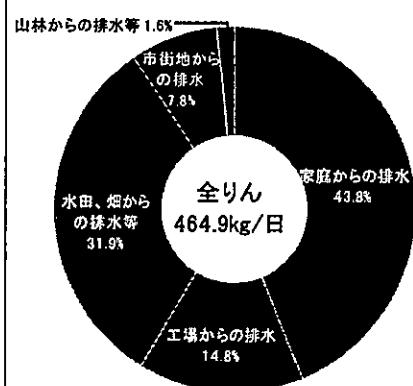
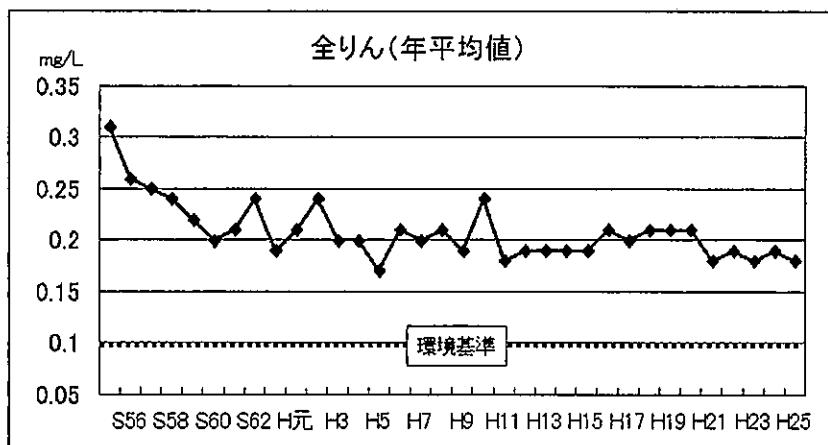
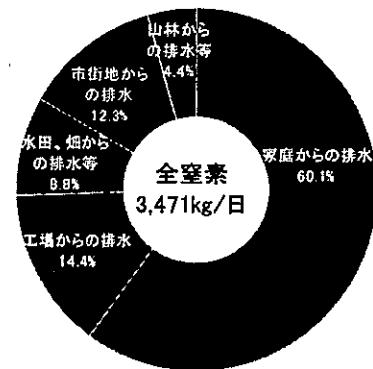
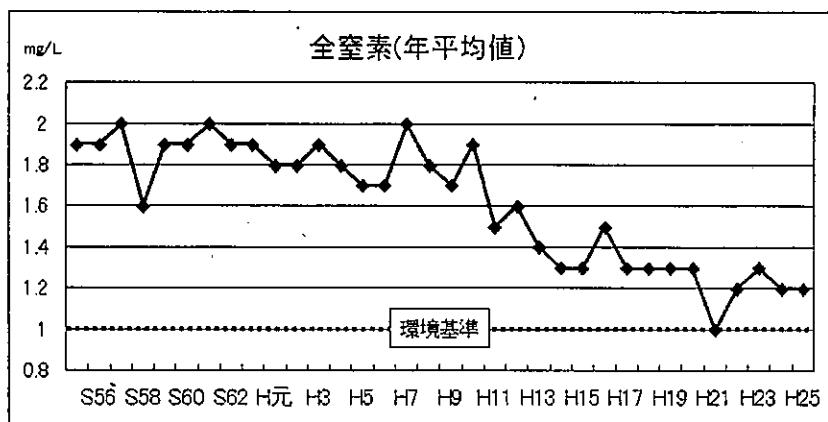
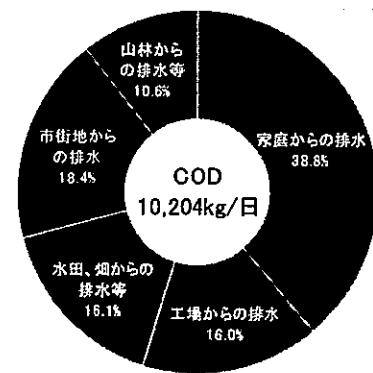
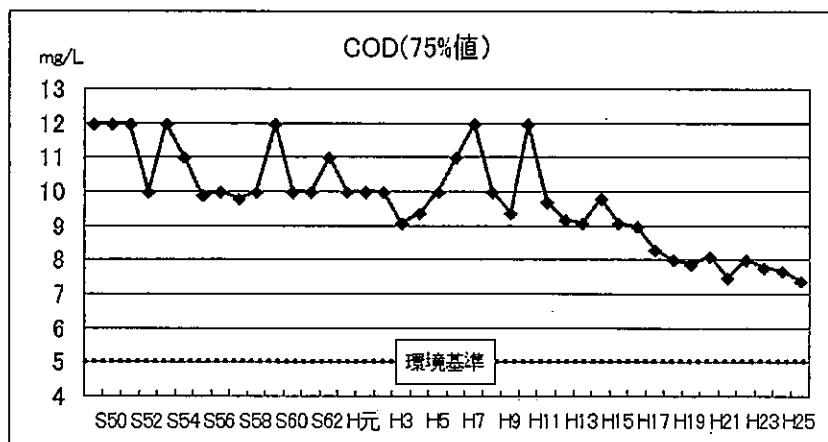
課題

- 児島湖の水質改善を図り、環境基準を達成するためには、流域内の生活排水対策と児島湖の浄化対策の一層の推進が必要不可欠である。
- 湖沼法に基づく指定地域における生活排水対策の推進には下水道の整備が不可欠であることから、下水道整備の予算が安定的に確保される必要がある。
- 併せて、指定地域における合併処理浄化槽の整備に係る助成率の嵩上げ及び単独処理浄化槽の撤去費助成制度に係る補助額の引上げが必要である。
- また、児島湖を浄化するための各種施策及びユスリカ対策等の周辺環境保全対策を円滑かつ確実に実施するため、財政支援や国において積極的に新たな施策を講じるなどの取組が必要である。
- 新たな試みとして、児島湖の水質改善を目的とした環境用水利権の取得を目指しており、国の協力が不可欠である。

4.3 児島湖及び周辺の環境保全対策の推進

【参考】

児島湖の排出汚濁負荷量の
発生源別割合（平成25年度）



44 東京オリンピック・パラリンピックの キャンプ地誘致等

提案先省庁	内閣府、文部科学省
-------	-----------

提案事項

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の効果を全国に波及させることができるように、大会や大会に向けての動向に関する詳細な情報の提供や施設機能の向上等への財政支援など、キャンプ地誘致等への積極的な支援を行うこと。

(提案の理由)

現状

- 平成26年4月に2020年東京オリンピック・パラリンピックキャンプ地誘致等推進プロジェクトチームを設置し、事前キャンプ地の誘致や国及び関係団体等への提案を行う取組を行っている。
- 岡山県では、北京オリンピック開催に当たって、サッカー女子日本代表（なでしこジャパン）が岡山県美作ラグビー・サッカー場で、柔道オランダ代表が岡山武道館で事前キャンプを実施している。
- 岡山県美作ラグビー・サッカー場は、天然芝グラウンド3面（うち1面は人工芝に改修中）、人工芝グラウンド1面、クレーグラウンド1面と、合計で5面の競技場を備える有数のラグビー・サッカー専用競技場である。
- 岡山県には、サッカーJ2のファジアーノ岡山、なでしこリーグの岡山湯郷ベル、バレーボールVプレミアリーグの岡山シーガルズなどのトップクラブチームや、全日本学生柔道優勝大会や全日本学生体重別団体優勝大会を制した環太平洋大学女子柔道部など、国内トップレベルのチームがあり、海外チームの練習環境が整備されている。

課題

- 美作ラグビー・サッカー場はキャンプ地の有力な候補施設であるが、海外チームのキャンプ地誘致を進めるにあたり、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から、良質な天然芝面を2面以上確保することや夜間トレーニングが可能な500Lux以上の照明設備の設置などが求められている。
- 事前キャンプ地誘致のみならず、東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設の整備等における本県の工業製品や農林水産物の活用など、大会の開催効果を本県にも波及させるためには、大会に関する詳細な情報を入手する必要がある。